

グローバルな知財情報の電子的流通の実現に向けた グローバルドシエへの提言

情報システム委員会
第 1 小委員会*

抄 録 近年の外国出願の増加に伴い、企業の知財管理システムは正確かつ迅速にグローバルな知財情報を取得、管理及び共有することを求められている。日本では特許庁が出願人にXML形式のデータにて知財情報を提供しているため、知財情報を知財管理システムに電子的に取り込むことができる。当委員会では日本特許庁の知財情報提供方法をケーススタディとして、日本出願におけるXML形式のデータの分析、更に外国特許庁が出願人に知財情報を提供している手段と形式の調査を行った。また、グローバルドシエの一般公衆向けサービスの提供が開始されたことから、そのサービス内容について調査すると共に、本サービスの情報を有効に活用することで出願人が得られるメリットについて検討した。グローバルドシエではXMLデータ提供が優先開発項目として挙げられているため、今後のXMLデータによる知財情報の提供を促進すべく、当委員会の調査結果を踏まえて、五大特許庁に対してその具体的な施策や導入ステップの提言を行った。

目 次

1. はじめに
 1. 1 研究の背景
 1. 2 2015年度の活動内容
2. XMLデータによる知財情報の提供
 2. 1 XMLデータに着目した理由
 2. 2 日本におけるXMLデータ提供状況
 2. 3 出願人におけるXMLデータ活用案
 2. 4 日本特許庁への要望の提出
 2. 5 外国案件における知財情報管理の実状
 2. 6 各国のXMLデータ提供の状況調査
 2. 7 各国特許庁へのアンケート
3. グローバルドシエの調査と提言
 3. 1 グローバルドシエとは
 3. 2 各国特許庁グローバルドシエサイトの比較と特徴
 3. 3 現在の機能の有効な活用方法や期待する効果
 3. 4 グローバルドシエの優先開発五項目
 3. 5 グローバルドシエタスクフォース会合での提言
4. おわりに

1. はじめに

1. 1 研究の背景

近年の企業活動のグローバル化に伴い、日本のみならず世界各国への出願が増加しており、各国の複雑な法律に合わせた権利化及び権利維持を正確に行うことがより一層求められている。

その実現のためには出願人や代理人が各国の出願案件のステータス、庁指令内容、庁への応答期限日等を正確かつタイムリーに把握することが非常に重要であり、即ち各社が保有している知財管理システムは、各国発行の庁書類等から必要な情報を正確かつ迅速に取得・管理し、関係者に提供することが求められていると言える。

* 2015年度 The First Subcommittee, Information System Committee

日本出願案件の場合、日本特許庁提供のインターネット出願ソフトを介し、出願人は特許庁への提出書類及び特許庁からの発送書類に記載されている情報（以降、「知財情報」と記す）をXML形式のデータ（以降、「XMLデータ」と記す）で得ることができる。また、複数の知財管理システムベンダーはXMLデータから電子的に知財情報を企業の知財管理システムに取り込む機能を提供しており、それらを利用することでXMLデータから電子的に知財情報を社内の知財管理システムに取り込むことが可能になっている。

一方、外国出願案件の場合、主要な国では電子出願システムが構築されているものの、国ごとに申請手続き方法や書類の様式、出願人への知財情報の提供方法が異なっているため、知財管理システムで管理するには、出願国ごとに電子的にデータを取込む仕組みを構築するか、或いは代理人から発送された書類から必要な情報を手作業で入力しなければならない、出願人にとって大きな負担となっている。

当委員会では、2013年度、2014年度に五大特許庁、WIPO、及び新興国（ブラジル、ロシア、インド）の庁発送書類の内、主に案件の生死に関わる情報を含む書類に着目し、各国の書類の種類と項目が共通しているか検証を行った。（ここで、出願案件の「生」とは審査中や権利存続中を指し、「死」とは未審査みなし取下げや継続料金不納による権利放棄等を指す。）その検証結果から、各国庁書類の種類と項目を共通化、コード化し、それらの知財情報を日本特許庁の電子出願で用いられているXMLデータにて流通させることができれば、知財情報の電子的流通の活性化への効果が期待できるということを提唱した^{1), 2)}。

1. 2 2015年度の活動内容

2015年度当委員会では、XMLデータにて知

財情報を電子的に知財管理システムに取り込むことのメリットを改めて確認した上で、日本出願案件において提供されているXMLデータの分析を行い、その結果から更なる改善の要望を日本特許庁へ提言した。また、将来的に外国出願案件においても知財管理システムに知財情報をスムーズに取り込めるよう、各国庁におけるXMLデータ提供状況の調査を行った。

また、昨今、五大特許庁では、審査情報共有のため、各国のドシエ（包袋）情報等を仮想的に統合し、一般公衆向けにも一元的なサービスを提供できる共通システムの構築に取り組んでいる。これをグローバルドシエと呼び、五大特許庁の各国において一般公衆向けサービスが順次開始されている。そこで、当委員会では、出願人が有用な情報を得るためのツールとしてグローバルドシエを活用できるよう、その具体的なユースケース、利用可能性の検討を行った。

更に、グローバルドシエの優先開発五項目の一つとして、審査情報のXMLデータによる出願人への提供が挙げられていることから、前述のXMLデータの各国提供状況の調査結果を踏まえ、グローバルドシエタスクフォース会合にて五大特許庁に提言したのでその内容を紹介する。

2. XMLデータによる知財情報の提供

2. 1 XMLデータに着目した理由

日本出願案件において知財管理システムに知財情報を取り込むために用いているXMLデータは中身が構造化されていることから、コンピューターが情報を項目として読み取ることに適しており、特に異なる情報システム間や、インターネットを介してのデータ交換に適しているため、現に日本出願案件における書類のやりとりに採用されている。

2016年2月に開催された第3回グローバルドシエタスクフォース会合にて、庁書類を知財管

理システムへ取り込む作業に必要なコストが試算されている³⁾。これによると、2015年に手続きがなされた全ての日本出願案件の知財情報を手作業にて特許管理システムに取り込むとすると、その作業にかかるコストは約2,700万ドル／年に及ぶと報告されている。これらの作業は入力および確認などに1件あたり15分以上かかることを想定しているが、XMLデータを利用することによりその作業は少なくとも半減することが見込まれ、効果金額は約1,350万ドル／年以上になると考えられる。このシミュレーションを米国出願に置き換えた場合、手作業によって約7,900万ドル／年のコストがかかると試算されており、電子的に取り込むことでそれを半減させることができるとすると、効果金額は約3,950万ドル／年にも及び、知財情報の電子的流通及び取り込みの普及は、国内外を問わず出願人にとって大きなメリットになると言える。

2. 2 日本におけるXMLデータ提供状況

まず日本出願案件の庁書類のやりとりに実際に採用されているXMLデータについて、構造と中身の調査、及び分析を行ったのでその結果を述べる。

日本出願案件におけるXMLデータは、例えば拒絶理由通知書など庁発送書類が発生した場合に、インターネット出願ソフトを介して出願人へ送付される。案件一件につき送付される電子データは主文書ファイルと管理文書ファイルの二種類に分かれており、これらを取得した出願人は同じくインターネット出願ソフトを利用して主文書ファイルから各書類の表示、閲覧をすることができる。更に知財管理システムベンダー提供の取り込み機能を利用すれば、知財管理システムに電子的に知財情報を取り込むことができるのは前述の通りである。

実際にインターネット出願ソフトを介し、日本特許庁から発送された電子データの構造を調査したところ、それらは拡張子が“XML”のファイルと“JWX”のファイルの2種類で構成されていることがわかった。

拡張子“XML”のファイルは、インターネット出願ソフトにて庁発送書類一覧を表示するためのデータとなっており、拡張子“JWX”のファイルは、書類の中身を構成する複数のファイルが格納された圧縮ファイルである。この拡張子“JWX”のファイルを解凍ソフトにて解凍すると、図1のように複数のXMLデータ

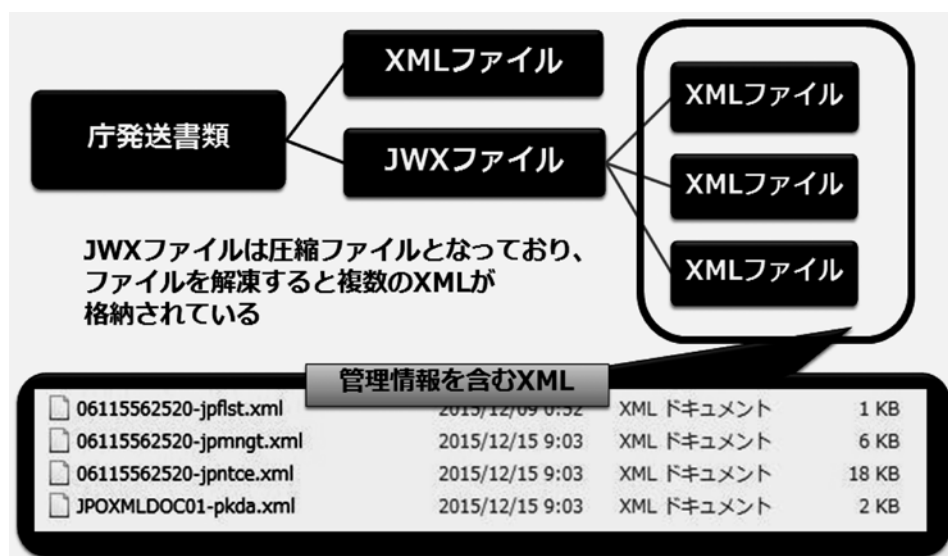


図1 日本特許庁から発送された電子データの構造

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

が格納されていることがわかる。

その内、末尾が“jpmngt.xml”となっているファイルには案件に関する管理情報のXMLデータ（図2）が記載されており、中身はシステムに取り込みやすいようコード化、タグ化、階層化されたデータとなっている。

このXMLデータからタグを抜き出し、イン

ターネット出願ソフトにて表示させた主文書と照らし合わせることで、各タグの実際の書類における項目名称を明らかにした。図3は実際に発送された拒絶理由通知書のXMLデータ内に含まれていたタグをもとに作成した項目名称の対照表である。

これによると、日本出願案件のXMLデータ

```

<jp:m-staff-code>****</jp:m-staff-code>
</jp:m-approval-group>
<jp:m-approval-group>
<jp:m-date>2015****</jp:m-date>
<jp:m-staff-code>****</jp:m-staff-code>
</jp:m-approval-group>
<jp:m-approval-group>
<jp:m-date>2015****</jp:m-date>
<jp:m-staff-code>****</jp:m-staff-code>
</jp:m-approval-group>
</jp:m-approval-article>
<jp:m-dispatch-acquired-article>
<jp:m-dispatch-flag>01</jp:m-dispatch-flag>
<jp:m-dispatch-applicant-group>
<jp:m-judicial-officer-distinction>2</jp:m-judicial-officer-distinction>
<jp:m-identification-number>000002369</jp:m-identification-number>
<jp:m-name>****株式会社</jp:m-name>
<jp:m-post-code>3990024</jp:m-post-code>
<jp:m-address>****株式会社 ****内</jp:m-address>
</jp:m-dispatch-applicant-group>
    
```

図2 管理情報のXMLデータ

タグ	名称	タグ	名称	タグ	名称
m-address	送付先住所	m-dispatch-date	発送日	m-period	応答期間
m-advice-document-group	注意書	m-dispatch-flag	送付先 送付フラグ	m-post-code	送付 郵便番号
m-advice-document-number	注意書番号	m-dispatch-management-article	発送書類情報	m-postscript-matter	文献情報 備考
m-applicant-and-attorneys	出願人代理人情報	m-dispatch-number	発送番号	m-publication-name	文献情報 刊行物名
m-application-number	出願番号	m-dispatch-time	発送時刻	m-publish-acceptance-date	文献情報 発行・受入れ年月日
m-approval-article	決裁情報記事	m-division	応答区分	m-publisher-publishing-office	文献情報 発行所・発行者
m-approval-group	決裁情報	m-division-code	所属コード	m-publishing-country	文献情報 発行国コード
m-arrangement-number	整理番号	m-documents-classification-code	書類分類コード	m-quotation-page	文献情報 引用頁
m-arrival-date	到達日	m-drafting-article	起案情報	m-reason-for-rejection-code	拒絶理由条文コード
m-arrival-time	到達時間	m-examination-article	審査情報	m-reconsideration-flag	前置フラグ
m-author-translator	文献情報 翻訳者名	m-form-division	様式区分	m-reference-classification	文献情報 文献分類
m-code-classification	文献情報 コード区分	m-identification-number	送付先取得情報 番号	m-reference-document	文献情報
m-color-binary-flag	カラー	m-intermediate-code	起案書類 中間コード	m-reference-document-info	参考・引用文献情報
m-csdb-code-url	文献情報 CSDBコード	m-judicial-officer-distinction	送付先取得情報	m-reference-name	文献情報 文献名
m-date	審査情報 日付	m-kind-of-attorney	代理人情報	m-reference-number	文献情報 文献番号
m-date-flag	文献情報 日付フラグ	m-law	四法区分	m-related-document	関連起案書情報
m-death-abandon-flag	代理人情報 死亡・放棄フラグ	m-mi-notice-doc	管理情報	m-related-document-article	関連起案書情報記事
m-dispatch-acquired-article	送付先取得情報	m-name	送付先取得情報 氏名	m-staff-code	審査情報担当者コード
m-dispatch-applicant-group	送付先取得情報 出願人情報	m-paper-title	文献情報 タイトル	m-time-for-responce-group	応答期間
m-dispatch-attorney-group	代理人情報	m-patent-flag	文献情報 特許フラグ	m-version-number	文献情報 版・巻・号数

図3 タグと項目名称の対照表

には「発送日」や「応答期間」等、案件の生死に関する管理情報も記載されており、これらのXMLデータが出願人に提供されていることで知財情報の正確な管理に繋がっているということがわかる。

但し、厳密に言えば特許庁から送付されるXMLデータに含まれる情報だけでは、管理として不十分であることは注意が必要である。例えば、XMLデータの中には起算日や応答期間を示すタグは含んでいるものの、これは応答期限日そのものを示すものではないため、出願人は起算日情報（発送日）と応答期間情報をそれぞれXMLデータから抽出し、応答期限日を算出する必要がある。応答期限日そのものがXMLデータ内に明記され、情報として抽出することができれば、出願人はよりミス無く容易に案件を管理することができる。

2. 3 出願人におけるXMLデータ活用案

日本特許庁から提供されるXMLデータは、図2のとおりタグが英語標記となっていることから、コンピューターで読みとることができると同時に人が読みとることもできる。この特色を活かして、高価な知財管理システム及び取り込み機能を企業に導入せずとも、市販の表計算ソフトを使って知財情報を取得する方法を紹介する。

まず特許庁から送付された圧縮ファイルであ

る“JWX”形式のファイルを解凍する。中に格納されていたファイルの内、末尾が“jpmngt.xml”となっているXMLデータを表計算ソフトから開くことで、そのデータを表計算ソフト上で取り扱うことが可能となる。表計算ソフトで開いたXMLデータから必要な項目（あらかじめ項目名称の対照表を作成しておくともスムーズ）をコピーし、社内の管理システムに入力（ペースト）すると、例えばタイプ入力による手作業での管理に比べ、誤入力の防止につながり、正確な情報を管理システムに取り込むことができるようになる。また、表計算ソフトを知財管理システムのデータベースに接続することで必要な項目をデータベースへ取り込む仕組みを作ることも可能である。

<参考：表計算ソフトでの

XMLデータ取り込み手順の一例>

- ①特許庁から提供されるJWXファイルを解凍する。
- ②表計算ソフトを立ち上げファイルタブを選択し「ファイルを開く」を選択する。
- ③管理情報が記載されている末尾“jpmngt.xml”ファイルを選択する。
- ④「XMLテーブルとして開く」を選択する。
- ⑤ワークシートにXMLデータから取り込んだ情報が表示される。（図4）
- ⑥任意の項目をコピー&ペーストで知財管理

	A	B	C	D	E	F	
1	lang	dtd-	ns1:m-documents-	ns1:m-application-	ns1:m-dispatch-	ns1:m-	ns1:
2	ja	version	classification-code	number	number	dispatch-date	divis
2	ja	1	A1131	2012	6115562520	20151215	D
3	ja	1	A1131	2012	6115562520	20151215	D
4	ja	1	A1131	2012	6115562520	20151215	D
5	ja	1	A1131	2012	6115562520	20151215	D
6	ja	1	A1131	2012	6115562520	20151215	D
7	ja	1	A1131	2012	6115562520	20151215	D
8	ja	1	A1131	2012	6115562520	20151215	D
9	ja	1	A1131	2012	6115562520	20151215	D
10	ja	1	A1131	2012	6115562520	20151215	D
11	ja	1	A1131	2012	6115562520	20151215	D
12	ja	1	A1131	2012	6115562520	20151215	D

図4 ワークシートでXMLデータを表示

システムに入力する。

2. 4 日本特許庁への要望の提出

ここまでの調査結果から、日本出願案件におけるXMLデータには、良い点もある一方で出願人の立場で考えると改善を要望すべき点もあることが明らかになった。そこで、それらをまとめ、当委員会より日本特許庁へ要望を提出した。

要望の具体的な内容としては、まず、「発送日」「応答期間」の情報に加え、これらの項目から計算される「応答期限日」情報の追加である。前述の通り、特許庁が保有する情報から算出可能な情報については項目としてXMLデータ内に追加されることが望ましい。

また、提供されるXMLデータは、複雑な階層構造となっており出願人にとって扱い辛い状態であることから、有用な情報をより多くの出願人が利用できる状態になることが望ましいと考える。

現在、XMLデータは、庁発送書類が発生した場合にインターネット出願ソフトを介して出願人へ送付されることから、1案件ずつしか処理できないため、複数の案件を処理したい場合には案件の数だけ同じ作業を繰り返さなければならない。したがって、作業の効率化のために、複数の案件を一度に処理できる仕組みづくりが必要である。

更に、調査をしていく中で、XMLデータで採用されている文字コードが“Shift-JIS”という日本固有のものになっているため、限定された日本語しか使えない状態であることがわかった。(例えば、発明者氏名欄で▲▼マークを目にすることがある。これは、文字コードに“Shift-JIS”を採用しているため、限定された日本語表記しか使えず、それを補うために表現したものである。)他の文字コード(例えばUTF-8等)を採用することで使用できる文字の幅が広がり、出願人にとってもメリットがあ

ると考えられる。

これらのことから、当委員会では次のとおり日本特許庁へ要望を提出した。

- ①庁書類に記載がなくても、(応答期限日等の)既存の項目から算出できる項目はXMLデータに情報を追加
- ②データファイルの階層構造の見直し
- ③複数の案件を一度に処理できる仕組みづくり
- ④利用できる文字規格の見直し

2. 5 外国案件における知財情報管理の実状

一方、外国出願案件においては冒頭で述べた通り、国ごとに書類様式や電子化方法、書類提供方法が異なっているため、現状、知財管理システムへの知財情報の取り込みには手作業による入力が必要不可欠な状況にある。また、その作業には書類を読み取る専門知識や言語力が必要とされ、書類内容の誤認識や知財管理システムへの入力ミス、入力漏れ等の事例も多く発生している。

2. 6 各国のXMLデータ提供の状況調査

当委員会では各出願人、代理人が抱えている負荷を軽減する策を検討すべく、まずは外国出願案件において特許庁から出願人に提供されている書類の形式について独自に調査を行った。

まず、中国出願案件において、庁発送書類のXMLデータを入手し、分析を行った。中国出願案件のXMLデータは、専用ソフトを介してZIPファイル形式で代理人に提供されている。

この圧縮ファイルを展開すると、TIFF形式のイメージファイルと共に管理情報を保持するXMLデータも格納されていたが、これには簡易的な書誌事項のみが記載されていることがわかった。中国特許庁から実際に発送された拒絶理由通知のXMLデータを調査したものが図5



図5 中国特許庁から提供されているXMLデータ

である。XMLデータ内部に含まれる項目の情報量は少なく、タグ名称も中国語読みの表記になっている。

また、米国出願案件についても庁発送書類の確認を行った。米国出願案件における出願人への庁書類提供方法は、庁が書類を発行する対象案件の一覧が代理人にメールで配信され、代理人はPrivatePAIRにアクセスし、各書類をダウンロードする仕組みになっている。これらの書類はPDF形式でのみ提供され、庁発送書類において1対1で対応するXMLデータは提供されていないことがわかった。

2. 7 各国特許庁へのアンケート

更に詳しく調査すべく、当委員会は日本特許庁の協力を得て米・欧・中・韓の各特許庁に対し、出願人に提供している知財情報の形式及びXMLデータの提供状況のアンケートを実施し

た。図6、図7がそのアンケート結果である⁴⁾。

この結果から、出願人への知財情報の提供について、少なくとも庁発送書類においてはいずれの国も日本特許庁のようなXMLデータでの提供はしていないということが判明した。但し、欧・韓では一部の書類の情報をXMLデータで保持していることがわかり、また中国においては前述の通り簡易的なXMLデータが提供されている。

このように、現時点では、外国出願案件においてはXMLデータを活用して知財情報を電子的に知財管理システムに取り込むことはできない。

3. グローバルドシエの調査と提言

本章では、グローバルドシエに関する調査結果と、当委員会からの提言について述べると共に、前章のとおり、外国出願においては知財情報を電子的に知財管理システムへ取り込むこと

書類	USPTO	EPO	KIPO	SIPO
①出願	TIFF, PDF(text embedded)	IMAGE, XML(dependent on filing route)	TIFF or JPEG, XML, SGML	TIFF, PDF, WORD, XML, TXT, PAPER
②審査請求	—	—	TIFF, XML, SGML	XML, PAPER
③拒絶理由通知	TIFF	XML	TIFF, SGML(~2003), XML(2004~), Image PDF, HWP	TIFF
④特許査定	TIFF	XML		TIFF
⑤拒絶査定	TIFF	XML		TIFF
⑥特許証	PAPER	—		TIFF

図6 各国特許庁内で保持しているファイルフォーマット

書類	USPTO	EPO	KIPO	SIPO
①拒絶理由通知	TIFF	Image PDF	PAPER, Image PDF	TIFF
②特許査定	TIFF	Image PDF	PAPER, Image PDF	TIFF
③拒絶査定	TIFF	Image PDF	PAPER, Image PDF	TIFF
④特許証	PAPER	Image PDF	PAPER	TIFF

図7 各国特許庁から出願人へ提供する際のファイルフォーマット

ができないため、グローバルドシエを利用して最大限有用な情報を得るための活用方法を幾つか紹介する。

3.1 グローバルドシエとは

近年、日・米・欧・中・韓及びPCTの主要特許庁間で、不要な重複業務の根絶に向けた活動が行われている。この活動は、各国分類を参考にIPC分類の不足部分を拡張（WG1）、各国の審査情報を共有（WG2）、ワークシェアリングに向けた調査・審査業務の行為標準化（WG3）の三つのワーキング活動に分かれており、更に特許制度調和の取り組みも行われている。各国のユーザ団体でもこれらの活動について特許庁と

連携し、積極的かつ具体的な提言を行っている。

グローバルドシエとは上記WG2の取り組みの一つであり、審査情報共有のため、各国のドシエ（包袋）情報等を仮想的に統合し、一般公衆向けにも一元的なサービスを提供できる共通システムを構築する将来ビジョンのことをいう。

まず、ワンポータルドシエと言う名称で各国の審査官向けの審査情報共有システムが構築された。これにより、各国特許庁において他庁の審査情報を有効活用することで、審査業務の負担軽減を図ることが可能となった。

一方、2014年より順次、審査官向けであった本システムの一般公衆化が図られ、各国にて「グローバルドシエ」の名称で、関連案件の審査情

報、包袋情報が機械翻訳付きで参照可能となっている。(2016年5月時点では日本特許庁を除く米・欧・中・韓において一般公衆向けサービスが開始されている。) 出願人はグローバル出願における自社・他社の案件情報を容易に取得し把握する事により、知財管理システムの運用負担軽減および出願の効率化を図ることができると期待されている。

グローバルドシエについては、年1回程度の頻度で五大特許庁及び各国のユーザ団体が参加するグローバルドシエタスクフォース会合が開催されており、JIPAの一員として当委員会メンバーも参加している。グローバルドシエに関する詳細な情報は公式サイト⁵⁾より取得可能であり、直近の2016年2月に米国特許庁で開催された第3回グローバルドシエタスクフォース会合も含め、各会議の資料はここに掲載されているので、参考にして欲しい。

3. 2 各国特許庁グローバルドシエサイトの比較と特徴

当委員会では一般公衆向けグローバルドシエにて出願人が得られる情報を調べ、具体的なユ

ースケースを検討し、有効な活用方法を提案すべく、既に公開されている米・欧・中・韓のグローバルドシエサイトを実際に使用してみることでその実態を確認した。

グローバルドシエサイトそのものについては、インターフェイスをはじめとして、作成は各国特許庁に任されており、その表現や操作は国によって異なる。各国庁のサイトに実際にアクセスし、同一のサンプル案件を検索してみることで、サイトごとの掲載情報の違いや特徴の確認を行った。主に提供時間、言語等の基本情報に加え、ファミリー情報と引例情報の表示数や表現、情報の取得形式等に目し、比較を行った。

まず、提供時間については、いずれのサイトもほぼ常時アクセス可能であることがわかった。但し、サイト内のファイル取得等個別のサービスについては公式な提供時間に関わらず、時間帯によっては使用できない場合があった。

また言語について、米・欧のサイトにおいては基本的に英語での操作になる。中国のサイトは日本からアクセスすると自動的に日本語のサービス画面にリンクされ、日本語と英語が混在



図8 韓国のファミリー参照画面

した画面が表示される。また韓国のサイトにおいては韓国語のみの表示であるため、韓国語に精通していない場合はスムーズに使用することは困難であると考えられる。

(1) ファミリー参照画面の比較

次にサイトごとのファミリー情報の参照画面について比較をしたところ、米・欧・中・韓いずれのサイトにおいても画面にて一覧表示をすることが可能であった。また、グローバルドシエ提供国である五大特許庁の審査進捗状況を参照できることと、五大特許庁以外を含めたファミリーの展開国表示数については、いずれのサイトにおいても差がないことが確認できた。

ファミリー参照画面において特徴的なのは、米・欧・中のサイトが五大特許庁のファミリー情報が縦に表示されており、縦にスクロールして参照する仕様になっているところ、韓国の場合は五大特許庁の情報が横に並んで表示されていることから、各国の審査情報を文字通り横並びで比較することができる(図8)。

また、米国のサイトにおいてはファミリー情報一覧(五大特許庁以外を含む全展開国)をCSV形式でダウンロードすることができ、その後のデータの活用に適していると言える(図9)。

(2) 引例情報参照画面の比較

次に引例情報の参照について、表示や提供の仕方も各国庁サイトに目立った差はなく、いずれも特許文献の公報をPDF形式での参照とダウンロードが可能である。(非特許文献については文献名の参照は可能となっている。)

尚、欧州のサイトでは引例情報一覧をCSV形式でダウンロードすることが可能となっている。

各国庁のグローバルドシエサイトの画面を比較した結果、基本情報に多少の差はあるものの、ファミリー情報や引例情報の参照、データ取得というユーザが最も利用するであろう情報の表示数、ダウンロード形式について大きな差はなく、いずれのサイトからでもほぼ同様の情報が得られることがわかった。

本稿を執筆している2016年5月現在、日本のグローバルドシエサイトが未公開の状態⁶⁾においては、言語や操作性の面で欧州サイトが比較的に利用しやすい印象ではあるが、各国特許庁サイトの特徴を活かし、得たい情報に合わせて使い分けてみるのも一つの方法ではないだろうか。

3. 3 現在の機能の有効な活用方法や期待する効果

具体的にどのようなシーンでグローバルドシ

A	B	C	D	E	F	G	H
IP Office	Application	Applicant	Title	Application Date	Priority Number	Publication Number	Publication Date
TW				10/16/2006	JP 2005303497	TW 200600235	01/01/2008,11/11/2012
KR			CARRIER COMPOSITION	10/17/2006	JP 2006320617 W,P 2005303497 A	KR 20060059648 AKR 101324065 B1	06/30/2008,10/31/2013
AU				10/17/2006	JP 2006320617 W,P 2005303497 A	AU 2006305318 A1,AU 2006305318 B2	04/26/2007,08/25/2011
DK				10/17/2006	JP 2006320617 W,P 2005303497 A	DK 1946761 T3	04/15/2013
MY				10/17/2006	JP 2005303497 A	MY 149502 A	09/13/2013
JP			The career-bureaucrats	10/17/2006	JP 2006320617 W,P 2005303497 A	JP 5046952 B2	10/10/2012
US			CARRIER COMPOSITION	10/17/2006	JP 2006320617 W,P 2005303497 A	US 20090258923 A1,US 8030075 B2	10/15/2009,10/04/2011
JP				10/17/2006	JP 2005303497 A	WO 2007046356 A1	04/26/2007
ES				10/17/2006	JP 2006320617 W,P 2005303497 A	ES 2412029 T3	07/09/2013
CN			Carrier composition for	10/17/2006	JP 2005303497 A	CN 102512689 A,CN 102512689 B	06/27/2012,08/20/2014
CN				10/17/2006	JP 2006320617 W,P	CN 101291678 A,CN 101291678 B	10/22/2008,03/28/2012
EP							11/25/2012,04/22/2013
PT							
AR							
SI							

ファミリー情報の一覧表示 (csv形式)

図9 米国のファミリー情報一覧ダウンロード画面

エサイトを使用すると有用な情報が得られるのか、具体的なユースケースを幾つか紹介する。

(1) 自社案件のデータ整合性確認

検索システムを導入していない企業において、自社案件のステータス情報、番号などの確認、特に外国出願案件の書面を無料で取得することができ、且つ容易にデータの整合性の確認をとることができる。

(2) 他社の特許情報の確認

他社特許調査の際や、ライセンス案件の情報の取得が必要になった際に、不足した情報を補う手段として活用することができる。

特にライセンス相手が海外の企業の場合は、必要な情報の授受がスムーズに行えない場合があり、ライセンスを受けた企業にとって権利維持が正しく行われれないといったリスクを回避するために、最新の情報をタイムリーに取得することは長年の課題である。このとき、グローバルドシエの包袋を参照することにより、例えば審査請求日や出願ルート、ファミリー情報、放棄されているか否か、年金の支払い状況等の正確な情報を得ることができる。また、日・中・韓出願案件においては、オリジナル書面だけでなく機械翻訳された英訳文もダウンロードすることができる。

(3) 引例情報の利用

企業によってはコスト削減のため、例えば代理人から納品される書面の内、特許文献を自社において取得している場合がある。従来であれば有料の検索システムを利用したり、各国庁サイトへアクセスして取得したりする必要があるが、グローバルドシエを活用することにより、一回のアクセスで情報を参照し、無料で取得することができる。

上記三点の具体的な活用シーンを挙げたが、

この他にも、包袋取り寄せのためのコスト削減や、知財管理システムにおける膨大な包袋情報登録の負荷軽減（知財管理システムには社内文書等、必要最低限の情報のみ保有し、庁にある包袋情報は各国庁サイトを参照する運用）等、グローバルドシエを活用し、企業の知財管理業務における負荷軽減に繋がるよう検討してみたいか。

今後、一般公衆向けグローバルドシエサイトへの掲載情報量の増加、翻訳機能等の向上を期待すると共に、グローバルドシエの当初の目的である各国庁間の審査情報、引例情報の相互利用による早期権利化、また五大特許庁のみならず多くの特許庁の参加にも大いに期待したい。

<参考：一般公衆向けグローバルドシエ

サイトの主な機能まとめ>

- ①出願、審査関連情報参照、包袋情報の取得
- ②特許文献の閲覧、PDF形式でのダウンロード機能
- ③機械翻訳機能による、非英語圏審査書類の原文及び英訳文での閲覧（庁発送書類、庁提出書類いずれも）
- ④引用文献情報や特許分類情報の取得

3. 4 グローバルドシエの優先開発五項目

前述の通りグローバルドシエサイトとして一般公衆向けサービスは既に順次開始している一方で、グローバルドシエ構想そのものの実現に向けた課題は数多くあり、全システムの完成までは相当の年月が必要と考えられる。完成までの道筋として、以下の五項目が優先して解決すべき課題となっており、また括弧に示す通り、各課題の担当庁が割り振られている⁷⁾。

- ①アラート機能（EPO）
- ②出願書類や手続書類等のXMLデータ化（JPO）
- ③出願人名称の統一（KIPO）
- ④リーガルステータス（SIPO）

⑤特許庁間での書類交換に関する実証実験
(USPTO)

この中で、日本特許庁の担当する②の出願書類や手続書類等のXMLデータ化は、「2.6各国のXMLデータ提供の状況調査」でも課題に挙げていた通り）五大特許庁の庁発送書類及び庁提出書類をXMLデータで提供するものであり、書式の共通化、電子化による知財管理システムへの知財情報の取り込みの効率化が図れる取り組みである。

それぞれ大きな効果が期待できるが、当委員会としては出願人への効果が特に大きい②について特許庁と緊密に連携して実現に向けた取り組みを行う。

他の優先開発項目も、出願人に大きな効果をもたらすものであり、いずれも早期実現に向けて相互に協力して取り組みを継続する。

3. 5 グローバルドシエタスクフォース会合での提言

前述の通り、日本特許庁は優先開発五項目の内「②出願書類や手続書類等のXMLデータ化」の担当であるが、既に日本出願案件においてはXMLデータによる知財情報の提供を行っている。当委員会は、これまでに開催されたグローバルドシエタスクフォース会合に参加しており、今回の調査と分析結果を踏まえ、各国の庁発送書類、提出書類等のXMLデータ化を前進させるべく具体的な実現手段を検討し、2016年2月開催の会合にて以下の提言を行った。

(1) XMLデータタグの正規化

XMLデータの利点として、機械も人間も判読可能な書式を用いている「汎用性」がある。情報区分を示すXMLデータタグの標準化を行うことにより、人的な内容把握および体系的な情報取込の両方の効率化を図ることが出来る。

1) タグ名の英語名称統一

XMLデータのタグは記載内容を直截的に示し且つ省略形ではない英語名にすべきである。これにより知財担当者の書類読み取りミスの防止とシステム設計や検証の効率化を図ることが出来る。

2) 複数項目の階層化（発明者など）

引例など複数の情報が含まれる可能性がある項目については、階層化する必要がある。これによりシステムで正しく情報を取り込み、適切な検索・抽出などの処理が可能となる。

3) 日付フォーマットの統一（ISO8601）

直接的にXMLデータタグではなく内容の記載方法になるが、日付については各国で書式が異なるので、ISO8601に合わせた記載に統一し、間違いを防止することが望ましい。

(2) 対象書類の優先順位

一方、情報追加が容易な「拡張容易性」もXMLデータの利点として挙げられる。必要に応じ、順次情報追加が可能なため、優先順位を決めて随時拡張していくことが望ましいと考える。以下に具体的な優先順位の案を述べた上で説明する。

1) 拒絶理由通知などの生死情報

まず一番優先度の高い項目は案件の生死に関わる情報であり、拒絶理由通知、年金期限通知なども含め優先してXMLデータが提供する情報に含めるべきと考える。

2) 書誌情報（標準化）

次に二番目は書誌情報である。これは法制度に依らず共通している部分が多く、他国出願への転記精度向上などの効果も大きいと考える。

3) 引例情報

そして三番目は引例情報である。特に米国出願におけるIDS対応に必要とされる情報であり、情報の再利用性を高めることで効率化が図れる。

(3) 実現ステップ

最後に、システム実現のステップについて、ここまでの調査からも考えられるように、最終的にはグローバルドシエにてXMLデータでの情報提供を行うべきであると考え、その規模は大きいものとなるため、途中で段階を経るなど、早期にユーザが利用できるような提供方法のステップ分けが必要だと考える。

1) 出願ソフト経由

現在、各国庁で何らかの出願ソフトが存在するため、まずはそのシステムで手続きを行った際にその手続きに関する情報をXMLデータで提供すべきである。従来このような電子システムはセキュリティを考慮したものとなっていると考えられており、それらを利用することにより、個別にセキュリティ検討を行う必要がなくなり、早期実現が可能であると考えられる。

2) 一般公開情報への組み込み

次に、公開情報のXMLデータ提供が考えられる。XMLは広く普及している形式であり、現在提供している情報をXMLデータに変換ないし、XMLデータ形式の情報を付加することは難しくないと思われる。但しこれは出願人ではなく、第三者としての利用となるため、優先度は下がると考えられる。

3) グローバルドシエによる提供

そして最終的には前述の通り、グローバルドシエとして共通システムで、全ての権利関連情報をリアルタイムに一括して情報提供を行うことが必要であると考え。

当委員会としては今後も特許庁と共同で、これらの実現に向けた具体的な提言を継続して行っていく予定である。

4. おわりに

XMLデータ交換について提言した具体策が実現された暁には、企業のグローバル出願が増加する今日の権利化活動、権利活用の場面にお

いて、大いに貢献できると考えているが、その実現までの道程は決して短くない。だが、グローバルドシエサイトの一般公衆向け公開のように、導入ステップで出願人に提供されるサービスを上手に活用することで業務の効率化を図ることも可能である。

当委員会では、今後も、各国庁から提供されるシステムや情報について有効な利用方法を調査し、日本特許庁及びグローバルドシエプロジェクトに対する積極的な提言を行うことで、将来的によりよい知財情報管理体制に繋がるよう活動したい。

なお本稿は、2015年度情報システム委員会第1小委員会のメンバーである鈴木智史（三菱電機、小委員長）、松本智美（日立製作所、小委員長補佐）、伊藤智恵（大塚製薬）、小幡宗臣（パナソニック）、金澤義博（セイコーエプソン）、川崎理恵（大日本印刷）、菊池康史（東芝IPRソリューション）、森田修司（富士通）、横山友里（キヤノン）が執筆した。

注 記

- 1) 知財管理Vol.64 No.8 pp.1216-1228 (2014)
「グローバルな知財情報の効率的かつ正確・迅速なデータ処理方法の研究」
- 2) 知財管理Vol.65 No.11 pp.1532-1544 (2015)
「グローバルな知財情報の電子的流通の実現に向けて」
- 3) The 3rd Global Dossier Task Force Meeting
XML based documents (presented by JIPA)
<http://www.fiveipoffices.org/industry-consultation/GDTF2016/JIPAPresentation.pdf>
- 4) The Third GDTF Meeting XML Document
Provision (presented by the JPO)
<http://www.fiveipoffices.org/industry-consultation/GDTF2016/JPOxml.pdf>
- 5) five IP offices homepage
<http://www.fiveipoffices.org/>
- 6) 日本のグローバルドシエは、ワンポータルドシエという名称でJ-PlatPatの追加機能として2016/

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

7/25にリリースされる。

nenpou2015/honpen/2-5.pdf

- 7) 特許行政年次報告書2015年版 第2部 第5章
情報システムの拡充に向けた取組
<https://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/nenji/>

HP参照日は全て2016年6月28日。

(原稿受領日 2016年6月29日)

